

議案第27号

公の施設の指定管理者の指定（鳥取県立とっとり賀露かっこ館）について

次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する公の施設の指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により、本議会の議決を求める。

令和5年11月29日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 公の施設の名称 鳥取県立とっとり賀露かっこ館
- 2 指定管理者 鳥取市相生町四丁目411番地
一般財団法人鳥取県観光事業団
理事長 安田達昭
- 3 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで
- 4 理由 とっとり賀露かっこ館の管理業務を効果的かつ効率的に行うため、一般財団法人鳥取県観光事業団を指定管理者として指定しようとするものである。